

プレスリリース

令和8年9月11日

新居浜・西条圏域災害医療対策会議
(愛媛県西条保健所企画課)

令和8年度第1回新居浜・西条圏域災害医療対策会議の開催について

標記会議を、次のとおり開催します。

1 開催日時

令和8年9月18日(金) 15時00分～16時30分

2 開催場所

愛媛県東予地方局 7階 大会議室(西条市喜多川796-1)

3 議題

- (1) 令和8年熊本地震保健師チーム活動報告について
- (2) 災害時避難所、救護所及び医療機関対応機能調査結果等について
- (3) 災害時等の情報連絡手段の変更について(LoGoチャットの運用)
- (4) 愛媛県地震被害想定調査結果について

4 傍聴

(1) 傍聴の定数 5人

(2) 傍聴の申込方法

- ① 傍聴を希望される方は、令和8年9月16日(水)12時00分までに、電話又はFAXにより、傍聴を希望する会議の名称(新居浜・西条圏域災害医療対策会議)、氏名、住所及び連絡先の電話又はFAXの番号を、事務局(愛媛県西条保健所企画課)へ連絡してください。(1回の申込につき1名のみ可)
- ② 傍聴の申込みの受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- ③ 傍聴することができる方には、9月17日(木)17時00分までに、事務局から電話又はFAXによりその旨を連絡します。

【問い合わせ先及び傍聴申込み先】

愛媛県西条保健所企画課企画情報グループ

担当：田坂

〒793-0042 西条市喜多川796番地の1

電話 0897-56-1300(内線312)

FAX 0897-56-3848

傍 聴 要 領

新居浜・西条圏域災害医療対策会議

1 会議での受付及び手続

会議の傍聴の許可を受けた方は、令和8年9月18日（金）15時00分（会議の開始予定時刻）までに、会場（愛媛県東予地方局7階大会議室）前の受付で、氏名及び住所等を記入の上、事務局の係員の指示に従って会議の会場に入室してください。（受付開始は、9月18日（金）14時45分からです。）

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。

- （1） 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしたりしないこと。
- （2） 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- （3） 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。
ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- （4） その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- （1） 会議を傍聴する方は、事務局の係員の指示に従ってください。
- （2） 会議を傍聴する方が、2の規定に違反する場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。